

## 特定非営利活動法人 かまがや地域情報の窓 細則（案）

（細則を定める定款の該当項目）

### 第 1 1 章 雑則

第 5 7 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（細則の該当範囲）

この細則は、定款に定める第 1 1 章 雑則の第 5 7 条に定める定款施行に必要な細則を以下に定める。

### 第 1 条 固定資産に該当する物品購入規定

- （ 1 ） 固定資産計上する物品を購入する場合には、事業年度毎に事業計画に計上して理事会の承認を要する。
- （ 2 ） 購入物品が 1 0 万円以上のものは固定資産に計上し、法令に定める原価償却処理を行う。
- （ 3 ） 固定資産計上された物品は、資産台帳に記載し毎年減価償却処理を行う。

### 第 2 条 役員謝礼支払い規定

- （ 1 ） 役員任期中の担務遂行に伴う謝礼として毎事業年度毎に役員謝礼を支払う。
- （ 2 ） 役員謝礼の額は以下の通りとする。

理事長及び会計担当者 1 万円 / 年

それ以外の役員及び監事 3 千円 / 年

役員謝礼は決算理事会で謝礼額を決めて総会承認を経て、次年度より増額適用する事ができる。

役員謝礼の限度額は以下に定める。

- ・ 理事長及び会計担当者 最大 2 万円 / 年
- ・ それ以外の役員及び監事 最大 6 千円 / 年

### 第 3 条 交通費支払い規定

- （ 1 ） N P O 活動に伴う交通費は実費支給する。
- （ 2 ） N P O 活動に伴う宿泊出張費は実費支給する。
- （ 3 ） 宿泊出張手当は収益活動事業を行うまで支給しない。

### 第 4 条 講師謝礼支払い規定

- （ 1 ） N P O 活動に伴う講師を会員が務めた場合には講師謝礼を支払う。  
外部講師に対する謝礼は一般常識の範囲内とする。
- （ 2 ） 会員の講師及び事務方・指導員など担務遂行に伴う謝礼は以下の通りとする。  
一般市民及び会員に講師を依頼した場合の謝礼単価は 1 2 0 0 円 / 時間とする。  
正会員・賛助会員共に事務方・指導員など依頼した場合の謝礼単価は 6 0 0 円 /

時間とする。

イベント開催時に専門の外部講師を依頼した場合は、世間相場を参考として当 NPO 法人が負担できる範囲とする。

イベント開催に当たり、市の補助金が適用される事業の場合には講師謝礼は世間相場の範囲内とする。

事業収支が赤字計上の場合は、正会員・賛助会員共に謝礼額を検討する。

当 NPO 法人が主催する行事で、参加費が無料の場合はスタッフへの謝礼支払いは行わずボランティア活動とする。

#### 第5条 慶弔規程

- (1) 役員本人及びその親族(1親等の親と子)を慶弔範囲とする。
- (2) 役員本人の場合は慶弔費(お香典相当)1万円、その親族は5千円を支払う。
- (3) 正会員本人の場合は慶弔費(お香典相当)5千円を支払う。
- (4) 賛助会員本人の場合は慶弔費の対象としない。
- (5) 賛助会員の場合は弔電または弔意を示す文書を理事長名で出す。

#### 第6条 仮出金規定

- (1) NPO活動行事のために、一時的に立替金額が多い場合には仮出金を行うことができる。
- (2) 仮出金の範囲は10万円までとする。それ以上必要な場合には別途相談の上決定する。(例:バス旅行などの場合)
- (3) 会計担当者に仮出金受領書を提出し、仮出金1ヶ月後までには領収書などを添付して残金と共に精算を行う。

#### 第7条 寄付金支払い規定

- (1) 外部団体などへの寄付金は、理事会で事前に承認(または事後承認)を得て該当年度の事業計画に計上の上、寄付金支払いを行う。  
(東日本大震災義援金の事例など)

#### 第8条 加盟団体への会費支払い規定

- (1) 当NPO法人が加盟する外部公益活動団体への年会費は事業計画に計上の上、年会費支払いを行う。
- (2) 現在の外部公益活動団体は鎌ヶ谷市NPO連絡協議会である。
- (3) 平成23年度より(社)鎌ヶ谷市社会福祉協議会の会員として2,000円/年の年会費を支払う。

#### 第9条 交際費規定

- (1) 当NPO法人が外部団体などと交流をする際、会議や懇親会など参加を伴う場合、交際費として支払い処理をする事ができる。
- (2) 当NPO法人内部の活動において、事業活動を遂行するための各種打合せや会議などを開催した際に、会員相互の親睦を図るため茶菓代相当の交際費は支出する

事ができる。

- (3) 交際費の精算は、相手先の記載と領収書を元に精算する。

#### 第10条 事業計画に沿って行う各種事業イベントの報告規定

- (1) 事業イベント実施後の収支報告書は、活動内容を記載の上、別に定める収支報告書を作成して会計に提出する。
- (2) 年度内に行う決算理事会開催時に期間中実施した各事業イベントの事業収支結果の報告を行う。

#### 第11条 その他

- (1) 事務局の組織及び運営について、その設置が必要と認められる時期には定款の理事会 第31条3項 事務局の組織及び運営に関する事項に基き理事会で事務局の組織及び運営について定め、総会において承認の後事務局の活動を行うことができる。
- (2) 事務局の組織の制定は、設立10年目にあたる平成25年4月(2014年度)を目標とする。
- (3) この施行細目に該当しない事項は、必要の都度これを定める。

制定年月日 平成23年4月16日

特定非営利活動法人 かまがや地域情報の窓  
理事長 川俣 稔